

会 議 議 事 録

1 会議名	第4回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成18年9月4日（月曜日） 午前9時30分から正午まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 石川委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 渡辺(真)委員 馬場委員 平石委員 菊池委員 五十嵐委員</p> <p>(オブザーバ) NPO法人 ドリーム NPO法人 夢ながおか NPO法人 長岡医療と福祉の里 ボランティア連合会 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長 介護保険課職員 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	渡辺(敬)委員、磯田委員
6 議題	<p>1 長岡市福祉有償運送運送条件の修正について</p> <p>2 申請予定団体の個別協議について</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課 課長補佐	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第4回長岡市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は渡辺敬二委員、磯田委員でございます。なお、五十嵐委員はちょっと遅れているようでございますが、間もなく来られると思います。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。発言の際にはマイクを通してお話しいただくようお願いいたします。ここからは、松本委員長の進行</p>

<p>委員長</p>	<p>でお願いいたします。</p> <p>1 長岡市福祉有償運送運送条件の修正について それでは議事に入りたいと思いますが、本日も傍聴希望者がいらっ しゃいますので、傍聴の承認をしたいと思います。よろしくお願 いします。</p> <p>本日は、次第にありますように、前回検討していただきました福祉 有償運送の運送条件の修正について確認していただき、後半に申請団 体の個別協議に入る予定であります。</p> <p>それでは、さっそくですが、ガイドラインの修正について事務局か ら説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>おはようございます。それでは私から説明申し上げますのでよろし くお願いいたします。</p> <p>前回の第3回運営協議会においてガイドラインの修正等について御 意見がございましたので、新旧対照表を御覧いただきたいと思いま す。</p> <p>1の運営主体についてですが、「営利を目的としない法人であるこ と」とし、修正前の「長岡市が主宰するボランティア組織であること」 を、削除させていただきました。</p> <p>7の車両の表示につきましては、「次に定めるところにより、外部か ら見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた 車両である旨を表示すること」というように、文章にさせていただきました。 (1)で「有償運送車両」の文字及び運送主体の名称を表示 すること。」とし、(2)で「文字は、車体の色に対し見やすい色を用いて、 ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動 車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以 上とし、大きく見やすい文字とすること。」とさせていただきました。 車両によっては、縦横の大きさが変わってくると思いますので、「有償 運送車両」という言葉と見やすい文字であることを規定したというこ とです。細かく縦横の大きさを規定するのはなかなか難しいというこ とで、御理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、皆さんの手元に見本の実物大を配布しておりますので御覧く ださい。この見本は、国のガイドラインで示されたもので、この形が 最低の大きさになると思います。これより大きくして見やすくするの は構いません。</p> <p>11の損害賠償処置について、「運送に使用する車両全てについて、</p>

	<p>対人無制限及び対物 500 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入しなければならない」というように、従来「200 万円以上」となっていたものを、「500 万円以上」に引き上げました。また、「なお、福祉有償運送提供時の事故等を補償するものでなければならない。」ということも、加えて明記させていただきました。</p> <p>16 の事故対応について、(3)では、「長岡市及び運営協議会に速やかに報告するとともに、人身事故及び重大な物損事故については、新潟運輸支局並びに長岡市及び運営協議会に書面をもって報告を行い、再発防止に努めること。」としまして、軽微な事故については、速やかに報告していただき、私どもが承知しているようにし、適切な事故処理をお願いする、という形を取りたいと思います。重大事故、人身事故については、整理がついたら書面をもって早めに報告いただくことを明記させていただきました。</p> <p>皆さんにお配りした6ページ綴りのものについては、修正後の文言にしております。これを確認していただき、長岡市の福祉有償運送運送条件というものを確定させていただければと思います。</p> <p>なお、運輸支局さんから、例の登録番号については、おそらく登録した番号を付与するという形になりますが、国で道路運送法の省令等がまだ確定していない、という話がありました。国の省令が出てきますと、この項目は見直しの必要が出てこようかと思っておりますので、現段階での条件ということで、御理解いただきたいと思っております。登録番号については、運輸支局さんとの話し合いで、規定しない方がいいだろうという結論を出させていただきましたので、これをもって合意いただければと思っております。私からの説明は以上でございます。</p> <p>委員長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>運送条件の修正について説明がございましたが、これについて御意見を伺いたいと思っております。</p> <p>副委員長</p> <p>大分形になってきましたが、これは全国的に統一されているのでしょうか。</p> <p>「有償運送車両」は、字を大きくして6字でちょうどいい数ですけど、「車両」という言葉よりもむしろ一番大事な「福祉」という言葉が抜けているのはどういうものかと思ひまして、質問させていただきます。</p>
--	---

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>国が示しておりますガイドラインでは、「有償運送車両」または、「80条許可車両」の文字を入れなさい、縦横 50 ミリメートル以上、という規制をつけています。</p> <p>これにつきましては、前回の協議で「80条許可車両」としても分かりにくいので、長岡の運営協議会で許可をいただいた事業者は「有償運送車両」と統一した名称を使おうということで、片方を採用させていただきました。</p>
<p>副委員長</p>	<p>それは国の指導かもしれませんが、「有償運送」というのを我々は分かっていたとしても、一般の市民は何のことだか分かるでしょうか。</p> <p>「車両」という言葉はあってもなくてもいい言葉だと思いますが、「福祉有償運送」のほうが分かりやすいと思います。大事な言葉が抜けてしまっているので、国の強制がなければ、考え直してもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかがでしょうか。御意見があれば、また事務局で検討していただくということになると思います。</p> <p>「過疎地有償運送」というのもありますよね。その時に「福祉」と入れたら、過疎地の場合なら「過疎地」と入ることになりますよね。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運輸支局の見解では、入れてもらっても構わないということですが、先ほど委員長からお話があったように「過疎地有償運送」というのもあります。将来その車両もこの協議会で諮る可能性がありますから、それぞれ「過疎」と「福祉」を分けて表示するというのであれば、「福祉」を使ってよろしいのではないかとはいえます。</p> <p>皆さんの御意見ということであれば、これについては実際に運行を開始するまでに、もう一回事務局で再度検討します。両方使えるということで、「有償運送車両」のほうがいいかなと思い、提案させていただきました。</p>
<p>副委員長</p>	<p>過疎地というのはむしろ例外的な問題ですので、過疎地の場合は「有償運送車両」でいいと思います。ですから、福祉ははっきりと書いたほうがいいです。「福祉」と「過疎地」がはっきりするするじゃないですか。だから、「福祉有償運送」にしておいて、過疎地の場合は、「有</p>

委員	<p>償運送車両」でいいと思います。むしろ、「過疎地」なんて入れる必要はないと思います。ずっと続く問題ですので、そういう点もよく考えた方がいいと思います。</p> <p>私は、市民が見て「福祉有償運送」という言葉で内容が分かるということが大事ではないかと思います。「有償運送」だけでは、何のことか分かりませんね。タクシーだって「有償運送」ですからね。そういうことで、ぜひその辺をはっきりさせた方がいいのではないかという気がいたします。「福祉有償運送」が圧倒的に多いですね。</p> <p>今副委員長さんからおっしゃっていたように、「福祉」をつけるかつけないかというのは、3年前から議論の中に常に出ていました。当時は、あくまでも有償運送全体が幅広い利用の中での有償ということだったので、あえてこれを福祉に限らない、ということではなかったという経緯を聞いております。</p> <p>他の市町村の話では、主体名のところに NPO 法人などの名前が入りますし、別に福祉だけに限っての運営協議会ではないということで、あえてこれを入れなかったという経緯も聞いております。</p> <p>入れていただいても構いませんけれども、必ずしも有償運送の中に福祉だけの人が利用するわけではないということもありますので、皆さんの総意でお決めいただければと思います。</p>
委員長	<p>それでは、もう少し置いておきましょうか。</p>
委員	<p>新潟や上越では、もう名称もほとんど決まっていると思います。特に上越は走っているわけですから、その辺の情報はございませんでしょうか。それを参考にしたらいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>上越は、御存知の方いらっしゃいますか。</p> <p>新潟市では、今のところそういう議論がないので、福祉なしの「有償運送車両」にしようということになっております。</p> <p>確かに、委員がおっしゃったように下に団体名が入るから、どういう団体の方が運転しているか分かるわけですね。今決めるのではなくて事務局の方でも検討していただく、ということで次回にしたいと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>前回のガイドラインの運送条件の中で、「9 運転者の要件」の</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ろで、(ア)、(イ)、(ウ)とあって、「ただし、運転者がヘルパー資格3級以上の資格又それに準ずる能力及び経験」のところは削除しようということになったのではなかったでしょうか。</p> <p>これについて、3ページの9の(4)のイの(イ)のケア輸送サービス従事者研修においては、ホームヘルパー2級、介護福祉士資格を持っている場合には、3日間研修するうちの介護関係の講習を免除する、という研修内容のテキストになっております。自主研修される場合も同じように残したいということで、記載させていただいています。</p> <p>ヘルパー3級でいいのかという部分がありました。3級の資格は、介護技術を1週間以上かけて習得する相当な研修内容になっていますから、私どもは3級でいいのではないかと考えています。これに相当する(イ)の研修では2級以上の場合は免除しておりますので、少なくとも2級の免除規定はあってもよろしいかなと考えております。また御意見いただきたいと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ちょっと記憶が不確かですけど、前回はつきりと免除しようということには、ならなかったのかもしれない。「介助に係る能力及び経験についての研修」の「研修」というものは(ウ)の研修の一部であり、その部分については免除してもいいだろう、ということがここに書いてある内容ですね。これはよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>このヘルパー資格3級の内容について、ちょっと聞きたいところがあります。以前、我々が議論しているものはドア・ツー・ドアのいわゆる移送の部分だ、という話がありましたね。その観点に立ちますと、ケア輸送士の資格というのは、前に申しあげました通り、まさに輸送に特化した訓練の資格であるのに対して、ホームヘルパー3級や2級はこの辺について網羅したものなのか、お風呂の入れ方などの生活一般のものなのか、参考までに聞かせていただければうれしいですけど。</p>
<p>委員</p>	<p>この有償運送の話は、ボランティアさんが運送だけを頼まれてお金をいただいたということが一人歩きしてしまった、ということで出てきたもので、そもそもヘルパー用務は対象ではありません。ですから、あくまでも私たちは、運転だけをお願いされてやりますよということです。</p>

委員	<p>車いすで車のところまで来てセダンに乗れる、あるいは車いすをそのまま乗せていただける、そして病院のドアから先は看護師さんなり、病院がそういうシステムを持っていない所は生活介護のほうでホームヘルパーさんをお願いして、そこから病室までお送りしてもらう、というように、私たちは運転を担当するだけです。ですので、乗車中の介助のような問題に関して有償運賃で規定することになると、ドクターが入ってこないと対処できないと思います。</p> <p>車の中でそういう状態にある方は、基本的にはヘルパー運送等をお願いして、あくまでも障害があっても安定して我々が運転できる方だけを対象にして登録すべきだ、という議論がその前にあったと御理解いただきたいと思います。</p> <p>これがドア・ツー・ドアの原則である、とこういうことです。</p> <p>私もそう思います。</p> <p>再度繰り返しになって恐縮ですけれども、したがいまして、自宅から車にお乗せするときの技術や到着して降ろす時の技術、つまり車いすの動かし方や声かけなどがすごく重要になってくるのではないかと思います。当然この部分はホームヘルパーさんも研修の中で網羅されているという解釈でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>当然、特殊車両の操作、車いすのリフトの上げ下げ、下肢が動かない人方の抱え方のような最低限必要なものは、確か研修の中で網羅されていると思います。</p>
委員長	<p>それではよろしいでしょうか。この3ページの下の所はこのままの形とさせていただきます。他にお気付きの点はございますか。</p> <p>それでは、先ほどの車両の表示については、また検討を続けていただくとしまして、長岡市の福祉有償運送の運送条件というものを、一応こういう形でお認めいただいたということにさせていただきます。</p> <p>それでは、次に進ませていただきます。申請団体からの個別協議ということになります。それでは、どのように個別協議を進めていくかも含めまして、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>2 申請予定団体の個別協議について</p> <p>はい、それでは提出されております許可申請の内容について協議をいただきたいと思っております。</p>

<p>オブザーバ：ボランティア連合会</p> <p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>最初に、これからの提出書類につきましては、一部個人情報等の問題がございます。これにつきましては、私どもで個人情報に値する部分を一部削除した書類を配布していますので、御理解ください。</p> <p>傍聴人の方につきましては、概要を配布してございます。審査書類については、個人情報関係でお配りしていませんので、御了承いただきたいと思っております。</p> <p>また、委員の方につきましては、長岡市の特別職の非常勤公務員として守秘義務等がございますので、この情報につきましては十分配慮をいただきたいと思っております。会議が終わりましたら、申請書類をこの場に置いていかれる事をお願いしたいと思います。概要版につきましては、お持ち帰りいただいてよろしいですのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、協議の進め方でございますが、先ほど合意をいただいた運送条件の一項目ごとに審議を進めたいと思っております。</p> <p>皆さんにお配りしております資料に基づいて、私の方から全体的に説明申し上げ、御質問、御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。</p> <p>今日は、申請団体の方からも同席していただいておりますので、詳しい内容、補足説明、あるいは質問等について私どもで承知してない部分がありましたら、それぞれから御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>今日は、申請が出てきております3団体について、皆さんに書類をお配りしてございます。「NPO 法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会」、「NPO 法人 夢ながおか」、「NPO 法人 ドリーム」、の3件でございます。今日、3件全部お願いするというだけでなく、時間の範囲以内で協議をいただくというつもりで提案させていただいております。</p> <p>それでは最初に、「NPO 法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会」につきまして御審議いただきたいと思っております。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、団体概要です。法人名は「特定非営利活動法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会」、代表者は「田宮宗英」、住所は「長岡市深沢町2278-8」でございます。</p>
--	---

	<p>法人運営主体につきましては、皆さんの所にお配りしております綴じ込みの申請書の一番後ろに、法人の定款等の写しがございます。事業目的として、「各種の福祉サービスを提供することによって、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする」としており、運営主体の条件を満たしているということでございます。</p> <p>事業内容につきましては、「ホームヘルパーの養成事業、ホームヘルパーによる家事援助及び介護介助等の事業」とあり、有償運送を実施するというはここに記載はございませんが、許可が頂けるということであれば今後明記して頂くということを条件に、運営主体について問題ないと事務局の方では考えております。私からは以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは最初の団体になりますが、「長岡医療と福祉の里ボランティア連合会」は、今概要を説明していただきました。この後ガイドラインに沿って運送主体、運転者など個別の審議に入っていきますが、今の時点で何か御質問ありますでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと細かいことですが、運送しようとする人の数について、団体概要の表は10名、申請書は14名となっています。これは14名の方が正しいでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>名簿を整理させていただいたところ、当初いただいたものから4名増えて、14名を登録会員ということでお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>運送需要者の所で、「高齢者」と記載がありますが、運送の規定では「高齢者」のみでは有償運送の対象になりません。どういう目的でここに「高齢者」と入れたのでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>私が言うのもなんですが、移動制約者という定義がなかなか難しいものですからね。一般的に高齢者、障害者の中で移動制約者が多いわけですので、なかなか表現がしづらかったのではないのでしょうか。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>「高齢者」という漠然とした表現で申し訳ありません。実際に御利用されていらっしゃる高齢者の方は、杖や車いすが必要な方がほとんどでいらっしゃると思いますので、このような表現にさせていただきました。</p>

委員長	よろしいですか。
副委員長	はっきり言いますと、「高齢者」ということで際限なく広がっていくとタクシーの仕事がなくなってしまうわけです。高齢者というのは、障害者と一線を画するのが難しいくらいどこかが悪くなりますよね。ですから「歩行困難な高齢者」とか、何か入れてもらわないとすごく不安があります。我々は高齢者がお得意さんですので、何かそこに制約を付けないと心配ですね。
委員長	この文章としては、「単独での移動困難な方に対する」というところに係っているのでもいいのですが、ちょっと誤解を招く所はあるのかなと思いますね。
委員	それは、6の所でしょう。2の運送需要者のところで「高齢者」というその言葉のみが前面に出ていますよね。
委員長	そうですね。「単独での移動が困難な高齢者並びに障害者を持っている人」と言えばどうでしょう。
事務局：福祉総務課長	この辺につきましては、内容的には移動制約者を指していますけれども、今の表現だと不適切なので、言葉を選んで誤解のないようにしていただくようにしたいと思っております。
委員	別に難癖をつける訳ではないですけども、あくまでも当該の法人さんがやられるわけですから、まず法人さんがその認識をきっちりしていただきたい。周りの人が分かっているてもやる人が理解していただかないとどうしようもないでしょう。 ガイドラインが作成されますから、対象者が絞られるのはよく分かります。分かりますけれども、やはりこれからやろうという団体さんが、そういうあやふやな認識でやられると困るということも合わせて喚起の意味でも意見を申し上げた次第です。
副委員長	言うまでもなく、医療と福祉の里は今まで長岡のために貢献されてきてすばらしい施設ですし、スケールも非常に大きいですね。ただ、最初のケースですのできちっとやらしていただきたいということがまずあります。

オブザーバ：ボランティア連合会	<p>それから 10 人が 14 人に増えましたよね。あのスケールからいきま すとどんどん増えてく可能性があります。その辺も大変心配なので、 ぜひきちっとしっかりやっていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>御意見ありがとうございます。私どもの現在の利用状況ですが、本 当に杖がなくてはならない、大型歩行器や車いすを使用している、そ ういった単独では歩行が困難な方を対象に、付き添いという形でお手 伝いさせていただいております。</p> <p>「高齢者」という記載について、適当な文言がなかったということ は申し訳なかったですが、認識は多分にさせていただいておりますの で、ここの所は明確な言葉を使わせていただいて、訂正をさせていた だきたいと思います。</p>
委員	<p>そういうふうに訂正していただくということですね。</p>
委員	<p>事務局の方で、この辺の表現を統一するという課長さんの話があり ましたので、提案です。</p> <p>ガイドラインの運送対象者の所で「単独での移動及び単独での公共 交通機関の利用が困難であって」と書いてありますので、2 の運送需 要者においては、単純に「単独での移動及び単独での公共交通機関の 利用が困難な者」という共通の表現になるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>それでよろしいでしょうか。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>私どもの方はそれで結構でございます。ありがとうございました。</p>
委員	<p>それでは、そう修正していただくことにして、今の所で他に御意見 ありますでしょうか。</p> <p>なければ、先に進ませていただいて、個別の各項目について順に審 議を進めて行きたいと思います。ではよろしく申し上げます。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>申請書の車両、運行管理は後ほどいたします。</p> <p>利用者名簿につきましては、14 名について、法人から会員番号順に 説明していただきたいと思います。私どもは小委員会を設けてござい ませんので、一件ごとにお話いただいて、移動制約者の全体像が皆さ</p>

<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>んで御理解いただけるように、ちょっと時間をかけて進めたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、会員番号1の利用者の方から説明させていただきます。53歳の長岡市内在住の方です。半身麻痺のため車いすで生活していらっしゃいます。御家族の方が日中お仕事で対応できないために、私どもで週に1回の診療やリハビリの付き添い、送迎をさせていただいております。だいたい6kmぐらいの御利用です。</p> <p>2番は74歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため大型の歩行器を使用していらっしゃって、折りたたんで乗車していただいております。週に1度リハビリの通院のため、朝と夕方の行き帰りの送迎をさせていただいております。</p> <p>3番は86歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため車いすを御利用していらっしゃって、月1回の病院の受診のときに送迎及び診察の付き添いをさせていただいております。1kmの距離の御利用です。</p> <p>4番は68歳の長岡市内在住の女性の方です。精神疾患で月1回の病院受診です。6kmぐらいの御利用で、送迎及び病院の中での付き添いも合わせて対応させていただいております。</p> <p>5番は62歳の長岡市内在住の女性の方です。上下半身麻痺で電動車いすをボタン1つで操縦される方です。平均月2回ほどの外出で、送迎及び付き添いも含めて対応させていただいております。15kmぐらいの範囲で活動させていただいております。</p> <p>6番は78歳の長岡市内在住の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。月1回の受診のため、付き添いを含めて送迎をさせていただいております。</p> <p>7番は82歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。週1度リハビリの診療のため、朝と帰りの送迎対応をさせていただいております。</p> <p>8番は74歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。月1回の病院の受診の朝と帰りの送迎をさせていただいております。</p> <p>9番は55歳の長岡市内在住の方です。歩行困難で障害者のため、車いすをご利用です。外出介助ということで、15kmほどの範囲で活動していらっしゃいます。</p> <p>10番は59歳の長岡市内の在住の男性の方です。歩行困難なため車</p>
------------------------	---

	<p>いすを御利用です。脳梗塞の後遺症ためほとんど下半身が麻痺していらっしやいまして、今も車いすを利用していらっしやいます。病院の受診を中心に、外出の付き添いや送迎をさせていただいております。35kmほどの範囲内で活動していらっしやいます。</p> <p>11番は83歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。月1回の病院の受診で、付き添いも兼ねて送迎をしております。15kmぐらいの範囲以内で活動していらっしやいます。</p> <p>2分の1番は73歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。月1回の受診で、40kmほどの距離を御利用させていただいております。</p> <p>13番は72歳の長岡市内在住の男性の方です。歩行困難なため車いすを御利用です。週に1回、人工透析の送迎を対応させていただいております。10kmほどの範囲です。</p> <p>14番は69歳の長岡市内在住の女性の方です。歩行困難なため杖を使用していらっしやいます。週に1回、病院の受診の送迎を10kmぐらいの範囲内で対応させていただいております。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>補足ですが、ここには利用会員14名とさせて頂いております。先を見ていただきますと、私どもの運転手は2名、車両も2台です。車いす対応の福祉車両1台とセダン型が1台で進めなくてはいけない状況です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここで、この14名すべてを今後担って行けるか、という大きな問題が実は目の前に転がっています。本日、この場でこんなお話をさせていただくのは、どうかと思いますけれども、この方たちが生活できるような態勢をもうちょっと考えていただけるよう御協力いただければありがたいな、という御相談も含めてお願いでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、利用会員について御説明いただきました。</p> <p>個別にやっっていこうと考えておりますので、まずこの利用会員についての議論を進めていきたいと思っております。意見をよろしく願います。</p> <p>最初でございますので、色々大変であろうかと思っておりますけれども、御説明ありがとうございました。特に、この利用会員の所でこれからも色々あるのではないかと思います。</p> <p>まず、市の条件で運送の対象者について、会員登録を行う際は単独</p>

	<p>での移動が困難であることを「適正に確認すること」、となっておりますが、「適正に確認する」というのは、どういうふうにされているのが1点です。</p> <p>それから今の御説明で、ただ単に「歩行困難で車いす利用」であれば、この福祉運送の対象者になるような印象を受けます。我々タクシーも、現在でも車いすのお客様もお運びしておりますし、長岡にも福祉タクシーというのが17台ぐらい動いていて、結構市民のためにも頑張っております。しかしながら、知的障害者の人とか、タクシーの運転手ではなくて身内の人とか特に慣れている乗務員や運転手のの方がいいというケースがあるかと思えます。そういった場合には、NPOさんとか福祉の方に逆に助けてもらいたいと思えます。</p> <p>ですからあくまでもタクシーの立場の話ですが、市民のためにもう一回よくすみわけして地域のために頑張ってくださいませんか、というスタンスでお話していますので、ちょっと誤解なきようにお願いします。</p> <p>もう1回復唱しますと、ただ「歩行困難」で「車いす利用」というだけで、本当に一人で公共交通機関に乗れないのかという点をはっきり分からないので、その辺御説明いただければと思います。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>では、会員番号3番の方を例にさせていただきます。86歳の長岡市内在住の女性の方で、月1回の病院の診察ですが、御家族の方もその時間はいらっしゃらないので付き添いも兼ねています。玄関の階段を上がるにも非常に危険なので抱きかかえるぐらいで、両手を持って肩を抱きながら、乗り降りして頂いております。</p> <p>病院に着いてからも、病院の車いすに乗っていただいて、診察中、待合室、会計及び薬の受け取りも、全てこちらで一緒に付き添いながら対応させてもらっております。そのような状況ですので一人ではとても困難な状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他の方もそういうことになるのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>はい。今は3番の人しか申し上げませんでした。全ての方がいくら近くてもバスを乗り降りするという事は不可能でいらっしゃいます。</p> <p>車いすを利用していらっしゃる方も、やはり玄関までだけではなく、病院まで行って、窓口でかばんから何かを取り出すとかトイレの介助</p>

委員	<p>も必要な方がほとんどでございます。</p> <p>さっき副委員長さんもおっしゃいましたが、これからは会員登録していく方が増えていく可能性がありますね。その時も、タクシーとかバスに乗れるような人であれば、車いす利用でも当然利用会員に登録できないという解釈でよろしいですね。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>私どもでは、診察、トイレ介助、お部屋の中まで付き添って着替えまでで要求される、という方以外の公共機関を利用できる方は、会員登録からは外させていただきたいと考えております。</p> <p>ですので、私どもが出来ないところは、公共交通機関、タクシーの方達にお助け頂ければ、利用者さんが心配なく生活が出来るのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
副委員長	<p>ちょっと質問したいんですけども、備考欄に病院受診あるいは透析と書いてあるわけですが、ここに何も書いていない方々は、入院してらっしゃる方々ですか。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>例えば、5番の方は施設の入所者でございます。9番の方は御自宅での生活をされていて、病院の受診でございます。10番の方も御自宅での生活をされていて、こちらも病院等の付き添いをさせていただいております。</p>
副委員長	<p>病院の付き添いですか。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>はい、そうです。</p>
副委員長	<p>この方、さっき「外出など」と言われましたね。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>病院に受診されますと、その後に銀行に行ってほしいなどの外出も希望されております。ついでに、ということです。</p>
副委員長	<p>付き添いの方が利用していいのかどうかという問題が出てきますよ</p>

<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>ね。</p> <p>付き添いの方ではございません。同じ方が病院の受診が終わりますと、帰りについでにとということです。</p>
<p>副委員長</p>	<p>そうですか。書いていないからどういう方か説明していただきました。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>失礼いたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>お聞きします。家の中で更衣、整容、排せつ介助等を行って、車に乗って出かけるというようなお答えがありましたけれども、これはドライバーさんがやられるのですか、それともドライバーさんとボランティアの方と2人で行かれるのですか。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>ドライバーと付き添いと兼ねております。一人の者です。</p>
<p>委員</p>	<p>院内での排せつ介助やドクターの話を聞くとか、銀行に行くとかも、ドライバーさんが1人で1人の方を相手にやるわけですね。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>例えば、ドライバーが男性しかいないけれど、利用者さんが女性の場合など、利用者さんからの要望があったときは、御家族、御本人の了解をいただいて、ヘルパーを付けさせていただいています。同姓介護という考えをさせていただいております。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、料金が1kmいくらと書いてありますが、その料金のみでいいわけですね。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>いえ、了解をいただいたうえで、ヘルパーの付き添いについては、別料金をヘルパーに支払う形です。</p>
<p>委員</p>	<p>ドライバーさんにはこの料金を払って、家の中に入って行う更衣、整容等の介助に関しては別料金を頂くということですか。</p>

オブザーバ：ボランティア連合会	<p>そうです。1人のドライバーが全部できるのであれば頂かないです。ただ、もう1人要員を出す場合には、その1人分としてヘルパー料金を頂いております。常に2人というわけではないです。</p>
委員長	<p>そうすると、この方はドライバー1人で移動します、この方はドライバーと介護の方がつきます、ということが、何番と何番の方、というのは分かるのでしょうか。ケース・バイ・ケースですか。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>私ども、車両にも限定がございますし、運転手にも限定がありまして、空いている時間ではないと担えないわけです。こちらの会員名簿で14名と記載しておりますが、この方たちの要望を全部聞けるわけではありません。同じ時間にぶつかるケースが大半です。利用者さんには誠に申し訳ないですが、その場合には、今週は1番の方が利用してくださったので、次週は2番の方、という形で、臨機応変の対応をさせていただきます。</p>
委員長	<p>ですから、申し訳ございませんが、今の時点ではこの方は運転手とヘルパーが必要だという明確な記載が出来ない理由の一つでございます。</p>
委員長	<p>車両の問題にも関連の御質問がありますが、どうしたものでしょうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>今ここで議論を必要とするのは、いわゆる有償運転です。ですから、御利用会員にどのような面接をしているのか、ということは重要ですけども、面接の結果で運転手が必要ですよと認めたものに関して、生活介助のようなものに対しては、この運営協議会で議論する必要はないと私は思います。あくまでも運転が対象です。それと介助の問題は切り離さないと、審議は進まないと思います。</p>
委員	<p>運転するのに車いすと歩行困難だけでいいのですかという部分は、もっと突き詰める必要が確かにあると思います。ですので、面接結果の記録みたいなものも必要でしょうし、ドクターのアドバイスも必要でしょう。そういったものを、法人さんにお任せするのか、協議会に出して頂くのかは必要な議論だと思いますけれども、それ以外の自宅の介助等については議論する必要がないと思いますが、いかがでしょうか。</p>

委員	お聞きをただけです。
事務局：福祉総務課長	<p>前から、この移動制約者と言われる対象者の絞込みがポイントであって、私どもでは、国のガイドラインに沿って「単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難な者」が移動制約者であり、それが利用会員であるという定義になっているわけです。</p> <p>介護が必要であるとか、同居家族がないなどという部分に関係ないという考え方もあります。確かに輸送部分だけを取ればそうなるだろうと思いますけれど、それも多少は参考にして、全体として見たときに移動制約者だ、という解釈も必要だと思います。細かく解釈しすぎても大まかに解釈しすぎても対象を絞ることができません。</p> <p>今後の運営協議会のルールとして、面接等でさまざまな条件を総体的に見たときに、有償運送の精神に基づいて対象者と判断するという一つの考え方もあるのかなと考えています。その辺、また御協議いただければと思っています。</p>
副委員長	<p>非常に細かく説明いただいて、大変不自由な方ばかりだと思いますが、10番の59歳の男性みたいに、銀行に行くとか外出という事で35kmも走っていくような事が拡大されていきますと、大変なことです。我々タクシーとのすみわけという意味で、診療のために週1回とか、透析のためにやむをえないということでないで困ります。そういうことを我々は恐れているわけです。</p> <p>ですから、外出で銀行なんかに行くならタクシーで行ってほしいですよ。当事者自身が厳しくやっていってもらわないとこの有償運送というのは、成り立たないと思いますね。ぜひそういうことをお願いしたい。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>この利用者さんは、今までの習慣で出たついでにというのがどうしてもあったようです。今後は、私どもも手が多くあるわけでもございませんので、具体的に決まりを作って利用者さんにお伝えできるように、改善していきたいと考えております。</p> <p>本当に付き添いがなくては病院の受診も出来ない、料金も払えず薬ももらえない、先生のお話も自分では明確には聞けないという方たちを対象にできれば、というふうには考えております。</p> <p>タクシーを御利用されて外出可能な方は、そちらの方を御紹介させ</p>

	<p>て頂きますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の議論の中で、病院ならいい、どこか遊びに行くのは駄目ということはないと思います。基本は、一人で公共交通を利用して外出できるかどうかであって、出来ない方なら何十km行っただけいいですよ。</p>
<p>副委員長</p>	<p>それこそ、際限なく観光にまで行ってもいいということになりますよ。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア連合会</p>	<p>それこそ、私ども、そんなにたくさん担い切れません。利用者さんは生活する上で本当に困難なのです。出来るところは、タクシーの業界の方でもどなたでも手を差し伸べていただければ、ほんとにありがたいのではないかと、ただそれだけをお伝えしたいです。</p>
<p>委員</p>	<p>タクシー業界さん、よく分かります。けれども、一番問題なのは料金設定ですよ。障害者年金とか年金で生活をされている人だって、今たまたま副委員長さんがおっしゃったように、観光にも行きたいですよ。でもタクシーを使ったら何万円の世界になります。そうではなくて、ボランティアを利用して有償運送をすることによって、謝礼プラスアルファで払えるのであれば、旅行もしたいですし銀行にも行きたいのです。</p> <p>ですけれども、生活保護や年金生活の方が、市が支給されているタクシー券の範囲以外になって、すべてタクシーを利用するのは事実上困難だと私は思います。</p> <p>今おっしゃるような、タクシー業界さんの抱えられている問題は私たちも十分理解していますから、こういう協議会ができたわけですので、もっともっと福祉のほうに目を向けた議論をしていただかないと。それに、歩行困難な方は全てタクシーを利用しましょう、という方向ではなくて、そういう方が優先的に旅行に行ける雰囲気もやっぱり有償対価の中に入れていただく、そういった議論も必要だと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>大変理解しています。我々も福祉車両の小型料金は、普通の小型料金と同じにして、面倒をやって一生懸命頑張っているわけです。</p> <p>しかし、私が申し上げたいことは、本来は行政が目を向けてくれればいいのです。それが出来ないで、こういう有償運送という制度になってきたわけですね。ただ、これが拡大していくことを恐れるのは当</p>

委員	<p>然でございます、「対象者」というものを厳密にしていだかないと、ルーズになってしまうという心配がありますね。</p> <p>副委員長がおっしゃるように、決して拡大はできません。介護、福祉車両、車いすを利用する方がそんなに何十人、何百人に増えるという現状はございません。拡大解釈なんて決してございませんから、NPOさんにお任せになって大丈夫です。</p> <p>現実は何年もやってこられて、タクシー業界さんを困らせるためにおやりになっている所は1件もございませんので、そういった意味では十分大丈夫です。</p>
副委員長	<p>言葉ではよく理解できます。ただですね、社協で290台のセダンを持っている。ここではそんなに心配ないと思いますけど、やっぱりすみわけをきちっとする意味ではね。</p>
委員	<p>駄目押しのようなですけど、人間の1日の生活は24時間と決まっていますよね。一旦この有償運送車両を使って、帰ってきて、それから今度は銀行に行くためにまたタクシーを頼む、というのは無駄というものです。ですから、生活をしていくために、有償運送を利用していくというのは、むしろ進めていくべきだと思います。対象者をきちんとすれば、その中の使用目的というのはもっとルーズに考えていただきたいなと思います。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>素朴な質問ですけれども、この利用会員名簿で要介護認定とざっくり載っております。私の認識では、要支援者もしくは要介護2分の1ぐらいですと、程度が軽いということで単独での歩行困難者には当たらないのかなという認識です。要介護3、4、5あたりの人が対象ととらえているのですが、その辺説明をお願いします。</p>
委員	<p>前回も、輸送に関しては前後の介護とかヘルパーは関係ないといわれましたが、私は逆にドア・ツー・ドアではない方、部屋からドアまでの移動が困難な方を対象にしていきたいです。ドア・ツー・ドアというのは、自分でドアまで出られる方ですよ。逆にいえば、出られるのだからタクシーにも乗れるということです。</p>

	<p>本当に独居でベッドからも出られない、家族もいないので、車いすに乗せて玄関まで出して、病院まで付き添って計もする、という方を私どもの会社も対象にしていますし、NPOさんも皆さんそうだと思います。自分で杖をついてすたすたと歩いている方なんて対象にしていなと思います。</p> <p>あとは、本当にお金がなくてタクシー代が払えない方もいらっしゃるわけですね。だから、本当に困難な方というのは、申請者の方が一番よく分かってらっしゃるのではないかと思います。本当に困っている人に手を差し伸べるという意味でも、ドア・ツー・ドアではなく、介護を必要としている人を対象にしていきたいです。</p> <p>すみません、私が申し上げたドア・ツー・ドアを対象にしましょうというのは、当然それ以前の生活介護も全部含めるのですけども、たまたま運営協議会の内容については、それに限らないと議論が進まないということです。いろいろな形でボランティアをおやりになっていますから、あくまでも議論の対象を区切らないと、複雑化しすぎてなかなか協議会が進まないで、ここからここまでにしましょうということを3年前に決めたわけです。</p> <p>寝たきりの方などは、移動の前に生活介護を利用していただいて、運転者が運転して病院まで運び、病院から先はまたヘルパーさんをお願いしてやってもらう、ということです。もちろん、ヘルパーの資格を持って運転もできる方は、全て一人で出来るわけです。それも対象の中に入ります。</p> <p>ですけれども、そういう区切りをしないとなかなか議論が進みませんよ、というのがドア・ツー・ドアの解説であって、決してそれ以外の部分は議論しませんということではないです。あくまでもそれを全部含めて議論の対象です。</p>
委員	<p>あくまでも個人の意見ですけど、前後の介護が必要だとか、低所得者とか、今議論されている色々な事を含めて、介護保険の認定を受けるチェック表のような形を作って、それに則って対象者を決めたほうが良いのではないかと思います。</p>
委員長	<p>気になったのは、私が勉強した限りでは、国のガイドラインでは経済的な事は考えに入れないことになっていますよね。果たしてそれでスパッとできるのかどうかは私も分かりませんが、少なくとも</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ルール上はそうなっています。</p> <p>今の皆さんのお話は、総体的に移動制約者をどう見るかということですね。例えば、玄関まで出て来られない人は移動制約者となりますね。それに対して運転手が玄関に出てくるまでのサービスをするかしないかは別だということです。移動部分以外を無視するのではなく、制約者の条件としてはそういうことも参考にします。それは法人の方で確認してあります、ということですね。</p> <p>ただ、経済的な観念は別の問題で、これは移動制約者というわけではありません。移動制約者の中で経済的に余裕のある方はどうするのかというのは、法人のスタンスの問題ですから、この運営協議会で協議する必要はないと思います。</p> <p>タクシーの運転手さんにもそれなりのサービスを提供していただいているわけですから、多少はタクシー業界と競合はすると思います。「共存共栄」と言ったら失礼ですが、低所得であるとか、一人暮らしである、という概念が多少入ってもやむをえないという気もしますが、そこを掘り下げてしまうと、もう全体が見えてきません。</p> <p>また、法人は副委員長がおっしゃるように野放しにやるつもりはないということと、福祉の精神を御理解いただいて、前に進むしかないのかなと思っています。それがおかしければ、運営協議会でまた議論するというところでお願いしたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>医療と福祉の里は大変歴史もあるしっかりした福祉団体ですし、二種免許は2名ですし、介護士もたくさんいらっしゃるということでは、この利用会員名簿の部分さえきちんとやっていただければ、私は何の問題もないと思います。</p> <p>最初ですから、ちょっと時間がかかっていますが、この会員名簿をしっかりとシビアに管理していただきたいと要望したいと思います。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>ありがとうございました。また、タクシーの皆様方と私どもの連携も大事だと思いますので、ひとつだけこの場を借りてちょっとお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>ある利用者さんのお宅にいつものように朝、お迎えに上がりました。いつも玄関で声をかけて、私どもの担当のものがお宅に入らせていただきます。応答がありませんでしたので、もうしばらくしてまた声をかけました。そうすると、また応答がないです。鍵は開いていて、家</p>

<p>委員長</p>	<p>の中も静かです。おかしいと思いましたので、失礼だと思いましたが、何かあったのではないかと思います。部屋の奥まで入らせていただきました。すると台所で倒れていて意識もありませんでした。</p> <p>こういうことが発生するという事は、予期せぬ出来事で、また最悪の事態を考えて、私どもも対応させていただいております。その時に、救急車、家族、事務局、担当のケースワーカーに連絡ということをしちんとしていかなければなりません。生意気言うようで大変申し訳ないですが、これから連携をとってやらせていただく以上、そういった所も含めまして、ぜひお願いしたいと思っています。</p> <p>そうしましたら、当初は、利用会員の方を了解していただいてその次に進むというようにも考えていましたが、このままではすぐに承認を得られないと思うので、初めてのことでですから次に移りたいと思います。</p> <p>使用車両について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>申請では、特殊車両の軽自動車が1台、セダンの軽自動車が1台ということです。詳細は車両登録簿に書いてあるとおりで。福祉車両、軽自動車ともに、保険は対人無制限、対物1,000万円、いずれも4ドアということでございます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、車両について御意見ありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>保険の件で確認です。有償で人を乗せるということですが、それで事故を起こした場合に、通常の一般の自動車だと約款外でカバーされないということがあり得ます。その点は確認されていらっしゃるでしょうか。保険が出るか出ないかのひとつの重要な判断基準として、その車を業務として使っているかどうかというのは、問題になると思います。</p> <p>今回ガイドラインの文言に盛り込まれることが決まったわけですので、その点についてです。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>福祉車両ということで、保険の対応に入っていると思いますが、2台とももう一度確認させていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>特にセダン型の方も問題になり得ると思いますので、確認していただきたいと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>福祉車両かどうかではないと思います。あくまでも事業として使っているときに保険が適用できるかどうか、ということです。</p> <p>それでは、初めてなので一通り見たほうが良いと思いますので、次は運転者について御説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>名簿を配布しておりますので御覧いただきたいと思います。2名とも大型二種免許を取得しております。ケア輸送サービス従事者研修を1名の方が受けていませんが、ホームヘルパー2級を持っています。</p> <p>二種免許をお持ちで、研修は基本的には必要ありませんので、事務局としては、運転者名簿は的確と理解しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかがでしょうか。運転者の方お二人です。</p>
<p>委員</p>	<p>新潟の方ではどうなっているか分かりませんが、ここに大型二種免許を持っていると書いてありますが、例えば免許書の写しとかここで確認できる証拠のような書類があれば、適切にわかるんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運輸支局には添付書類として全部出します。ただ、協議会に出すには個人情報の部分もございまして、事務局に一任いただくということで省略していますので、御理解いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>では事務局がチェックしているということですね。分かりました。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア連合会</p>	<p>お見せ出来ませんが、現在ここにあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>10月1日より、80条の改正ということで、たとえ福祉有償運送でも行政処分の対象になるということになっております。いわゆる重大事故等があれば停止等もあるでしょうし、運輸支局の監査が入ると思います。その関係で、運転者資格として、事故歴及び交通違反歴というものも確か記載するようになっていたはずですが、その辺が記載されておらないですけども、どうなのでしょう。</p>

<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>私どもの事務局では、そういったことは運転者から全部報告を頂いております。現在は、事故歴はございません。</p>
	<p>やはり人の命を預かるということで、いくらボランティアはいえども無責任なことはしたくありませんので、そういったところは厳しくさせていただいております。</p>
<p>委員長</p>	<p>そういうことでよろしいでしょうか。もちろん我々のガイドラインでは、過去2年間に免許停止処分を受けていないこと、という条件はつけているわけです。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>説明不足で申し訳ありませんが、本人の誓約書や宣誓書も全部提出書類になっております。その辺、私が説明申し上げない部分も確認済みだということで、御理解ください。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>逆にお聞きしたいのですが、14名の方がおられて、お二人の運転者で対応は可能なのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>先ほどもお話をさせていただきましたように、毎回というわけにはいかないのです、お断りすることも出てきます。現在もそうです。ですから、今度は皆様方の手を借りたいなという御相談がひとつあるわけです。</p>
<p>委員長</p>	<p>「皆様方の手」というのは、どういうことをおっしゃっているのでしょうか。</p> <p>私が想像するに、運転者の候補者はもっといらっしゃるとか、車両はもっとあるけども、今のこちらのガイドラインに適合する意味で、この2名の方、あるいは2台の車両というようにされているのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>おっしゃる通りです。車両は2台で限定です。維持費の関係もございまして、これ以上増やすことはできません。運転手ですが、ガイドラインに沿って適合するのは、この2名です。</p>

委員長	候補者は、まだいらっしゃるのですか。候補者はあってもなかなかこのガイドラインに適合するのが難しいので、ここには載ってきてないということですか。
オブザーバ：ボランティア联合会	はい、そういうことです。ただ、車両2台が出てしまえば、いくら運転手の候補がいてもなかなか回りきれません。
委員長	他の運転手の方が講習会を受ける予定は、今のところはないということですか。
オブザーバ：ボランティア联合会	はい、資金的な問題等もありますので、もろもろの状況でちょっと厳しいのが現状ですね。
副委員長	ここに申請が出ていますので、われわれはこれを審議するというところでやったほうがいいと思います。これから登録名簿をきちっとしていただいて、運転者資格については登録段階で問題ないと確認されていますから、通過していいと思います。
委員長	それでは、運送の対価について説明していただけますか。利用料金一覧表というところです。
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>料金算出方法について、走行距離1 kmあたり100円で、利用会員様のお宅から目的地、目的地から利用会員様のお宅までの走行距離により算出いたします。送迎時300円は、利用の依頼を受けて利用会員様のお宅まで行く際の料金となります。例えば、乗車距離2 kmのときは、運送料金200円、送迎料金300円、合計で500円となります。</p> <p>その他、利用にあたり介助料金としての実費分の御負担をいただくこととなります。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>この料金設定ですと、2 kmで送迎料金も含めて500円なので、長い距離になるといいと思いますが、短い距離はタクシーの2分の1以内になってないのかなと感じているところです。</p> <p>今日は運輸支局さんが御欠席ですので確認できませんが、初乗り料金の範囲は300円くらいにしないはずですのでよね。</p>
副委員長	課長さんがおっしゃるのは、1.5 kmの場合でも、おそらく同じ料金

委員	<p>だと思います。そうするとタクシーが 610 円、迎車料金を入れても 710 円ですから、半額以下だと抵触するということです。</p> <p>これはやはりちょっとおかしいと思います。今の事務局の説明のとおり、やはり国で定められた 2 分の 1 を目安というのが一番大きな問題です。ですから、やはり迎えの料金も含めて 500 円ということになると、料金体系としては問題があります。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>国の想定問答集では、「厳密な意味で 2 分の 1 以下を要求するものではなく、非営利の運送たることについて運営協議会で理解が得られればよい」というコメントですね。</p> <p>全体で 2 分の 1 以内であるという形でいいのか、短い距離でも 2 分の 1 以内でなくてはならないというのが判断されるのか、事務局から問題提起をさせていただきました。これが違反ということではなく、全体としてどう取り扱うかということですね。その辺迷うところかなと思っています。</p>
副委員長	<p>やっぱり決まりですから、少し調整したほうがいいのではないかと思います。</p> <p>例えば、迎え料金を 2 km 以下は 100 円、3 km 200 円、5 km 以上 300 円、と少し訂正すれば 2 分の 1 に入ります。そういう調整をされた方がいいのではないですか。</p>
委員長	<p>今副委員長がおっしゃったのは、迎えに行く距離によって迎えの料金を少し変更されて、乗車距離をそれぞれ見てもタクシーの概ね 2 分の 1、あるいは 2 分の 1 以下に収まるようにしてほしい、ということです。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>迎えの 300 円の料金ですが、運転者が車両を事務所まで取りに来るときの負担料金です。運転者が自分の車で見附などの長岡市外から来られる方もいらっしゃいます。そのときの代金となります。これは 1 回の利用につきの料金で、例えば、行きと帰りの迎えの時はその都度 300 円というように、利用 1 回ごとに適用になります。</p>
委員長	<p>そうすると、「利用会員宅まで迎えに行く際の料金」と書いてあることと違うのではないですか。</p>

オブザーバ：ボランティア連合会	訂正させていただきます。
委員長	利用会員宅まで迎えに行くときには料金を取っていないということですか。その方が乗ってからこの距離が始まる、ということですね。
オブザーバ：ボランティア連合会	あくまでも、利用者さんが利用される距離のみの料金設定になっております。
副委員長	迎車料金は、お迎えに行くということでしょう。これを変えた方がいいかもしれませんね。
オブザーバ：ボランティア連合会	はい、訂正させていただきます。ありがとうございました。
委員	すみません、その 300 円のところがちょっとよく分からなかったの で、具体的に説明いただけますか。
オブザーバ：ボランティア連合会	私どもの医療と福祉の里の事務所に車両が 2 台あります。運転手が 事務所まで車を取りに来ていただいて、事務所の車に乗り換えてもら うまでの負担料金、ということになります。
委員	その 300 円は、利用者さんが払うということですよ。
オブザーバ：ボランティア連合会	はい、利用者さんからいただきます。
委員	利用者の方は、300 円と距離に応じた運賃を払うということですよ ね。合計がここに書いてありますが、そういう場合は運送の対価には 入らないのでしょうか。
委員	この書き方だと、委員がおっしゃるように対価になってしまいます。 だから、これはあくまでもここから外す必要があると思います。利用 者さんがこれを負担していただくような書き方では今の金額になって しまうので、別扱いにしないでほしいですね。

副委員長	<p>そうしますと、継続的に仕事がある場合はどうするのですか。1回来てしまえば何回でも仕事ができるでしょう。そういう場合は、あとからみんな300円もらうのでしょうか。その辺をはっきりしないと。</p>
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>実際には継続して仕事が重なるケースはそんなにありません。1回1回ヘルパーが家に帰るなり所要をしてから来て、別のところに行くという形です。</p>
委員	<p>継続的なケースは出るだろうと思います。ドライバーは2名しかいないわけですから。迎車300円はちょっとどうかと思います。</p>
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>送迎が毎日あるわけではありませんので。</p>
委員	<p>そうやっても重なりとまずいですよ。</p>
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>補足させていただきます。おそらく皆さんが想像されているのは、毎日ということだと思いますが、毎日動いているわけではございません。リハビリも、うちが担う日もあるしお断りしていることもある、ということです。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>私なりの解釈では、一律に1回いくらというルールで全体が2分の1以内であれば問題ないと思います。運転手に報酬を払うかどうかは本人との契約ですから、法人内部の判断です。利益が上がらない範囲であれば、それは取り方のルールです。料金設定として、1kmいくらの他に1回いくらという基本料金があります、という決まりと同じですから、それは違反ではないという理解をしています。ただ、それも含めて2分の1かどうかの問題だと思います。</p>
委員	<p>そのとおりで、お客様からいただく料金がタクシーの2分の1であればいいと思います。いただいた料金の使い道はその法人さんの好きなようにということです。ですから、こういう書き方ですとちょっと紛らわしいということですね。</p>
委員長	<p>時間の都合もございますので、自動車の運行管理等の体制という項</p>

事務局：福祉総務課長	<p>目が残っていますので、説明をお願いします。</p> <p>様式3に記載されているとおりで、代表者、従事する役員、運行管理責任者、整備管理責任者等も置いており、点呼を確実に実施できる体制ということです。事故処理連絡体制、苦情処理体制も、個々に責任者を置いているということでございます。</p> <p>私からは、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、運行管理体制のところでお意見をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>運行管理責任者や点呼をする方は、どういう方なのでしょう。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>運行管理責任者は運転手と兼ねており、講習を受講した者を充てております。職員ではなくまったくのボランティアですが、以前の職場でこのような仕事をされていた方です。</p> <p>点呼の実施者も運転手を兼ねており、以前自動車学校の先生をされていた方ですので、そのあたりのことをお願いしています。</p>
委員長	<p>運転者2名はこのお二人ということですね。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>そうです。</p>
副委員長	<p>運転手でもかまいません。管理の一番大切なところは、管理簿や点呼簿をきちんとつけることですので、運転手をしながらでもその辺をきちんとしていただきたいと思います。</p> <p>保険については、有償運送が該当することをしっかり確認していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ひとつお伺い御意見を伺ったことになりましたが、全般について何か御意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>全体として、他のNPOさんにも関係することですが、利用会員名簿について、この協議会で移動制約者かどうかを審議するということですので、この会員のみなさんが適切に登録されたかどうか重要だと思います。</p>

<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>疑うわけではないですが、診断書などの客観的な資料を必要に応じて見せていただきたいときもありますよね。そのへんもお願いしておきたいと思います。</p> <p>できれば、様式を設定していただいて統一を図ったほうがよいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>必ず出してほしいということではなく、新潟の例によりますと「必要に応じて障害や疾病を証する書類」とのことですので、残念ながら具体的な雛形は現在ありません。</p> <p>何回も恐縮ですが、要するに、「単独で移動が困難」、「単独で公共交通機関が利用できない」ことを証する書類ということです。</p>
<p>委員</p>	<p>御指摘のものは、要介護認定を受けている方や障害者手帳をお持ちの方は、規定があって必ず年1回書類をお書きになっていますので、法人さんは必ず出せると思います。ただ、この場合は法人さんを御信頼申し上げるほうがベターだと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>当然事務局で確認をされるでしょうが、例えば医師の診断書はある方もない方もいらっしゃいますよね。今日の議論を受けて、もう少し分かりやすいように利用会員名簿に項目を加えていただくことはできないのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>今の書式の移動制約事由の中に、身体状況や生活の状況を具体的に記載させていただければ、公共交通機関を利用できないこともお分かりになると思いますので、それでいかがでしょうか。</p> <p>大まかで申し訳ありませんでした。名前は明記されておりましたが、プライバシーの問題もありますのでこのような形で書かせていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>そういう御提案ですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>これから実際に運行していきますと、NPOさんの仕事状況が長岡市内にたくさんいるタクシー乗務員の目に入りますよね。例えば一般の乗務員から「NPO法人さんが自分で歩けそうな人を送迎している」という話が我々にあった場合、それに対しての証拠とい</p>

委員	<p>う意味です。必ずしも見せて欲しいということではなく、そういった場合に適切に見せていただきたいということです。</p> <p>身体障害は級がありますよね。4級以下の数字は見た目全く分からないこともあります。要介護認定と障害者手帳の両方に丸があれば、疑問に思わないですけれども。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>NPOさんが名簿に身体状況を記載するときに、誰が見ても分かりやすいように記載をお願いしたいと思います。</p> <p>要介護認定と障害者手帳はあくまで参考ですので、委員の皆さんの御理解をいただけるように、「移乗に介護が必要だ」など状態像が分かることを記載いただくなり、御説明いただくようにさせてもらいたいと思っております。</p>
委員長	<p>それでは、利用会員について資料を整えていただくこと、料金体系を見直していただくこと、自動車保険の確認をしていただくこと、が主だった御意見でしたので、再度この協議会に提出していただくということですね。</p>
委員	<p>確認ですが、運行管理体制において、管理者の2人が運転手で2人とも外に出ておられるということはないですよね。点呼を実施する場合、自分ひとりで点呼をやられるということですか。</p>
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>事務局が立会いということですか。車両に異常があればすぐに事務局に連絡が入りますし、担当者が一緒に点呼する、というやり方をさせていただいています。点呼は事務局がやります。</p>
委員	<p>第三者の対面の点呼をやられるわけですね。健康管理とか、あつてはならないですが飲酒運転とかのチェックを、ひとりで点呼をやるように受け取ったので。そういうことであれば結構です。</p>
委員長	<p>その場合、点呼実施者というのは、事務局の方のお名前になると思いますよ。</p>
委員	<p>料金のところですが、迎車料金を基本料金とすれば分かりがいいのではないのでしょうか。遠くても近くてもボランティアが出てくるため</p>

<p>オブザーバ：ボランティア联合会</p>	<p>に 300 円で、走ったら距離に応じていくらという捉え方でよいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで本日の協議会は終了させていただきますが、次回以降は 2 番目、3 番目の団体についても協議を続けていただきます。</p> <p>今回は、本日のボランティア联合会さんに修正資料を提出していただいて協議を継続しますか、先に 2 番目、3 番目の団体へ移りますか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>基本的には、ボランティア联合会を冒頭にさせていただいて、本日御指摘のあった部分を差し替えさせていただきます。点呼者と料金体系は見直していただきます。利用会員名簿については、基本的に 14 名は承認いただいたということで、状況について次回詳しく御説明させてもらって、合意をいただきたいと思います。</p> <p>その後で、次の団体の協議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきます。あとは事務局をお願いいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回は、9 月 13 日（水曜日）午前 9 時 30 分から長岡市役所 4 階大会議室で開催する予定です。</p> <p>次回の御案内をお配りしておりますので、出欠連絡票は、お帰りの際に提出いただいても、後日送付いただいてもかまいません。</p> <p>なお、次回も今回までの資料をお持ちくださるようお願いいたします。</p> <p>また、この会議の議事録は後日お送りいたします。長岡市ホームページにも掲載しますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>本日の資料のうち、団体の申請書は回収させていただきますので、机の上に残していただきたいと思います。継続協議になったものもありますので、また次回お配りしたいと思います。</p> <p>本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、お忙しいところ大</p>

	変更ありがとうございました。
8 会議資料	別添のとおり